

国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程

制定 平成13年4月1日 13規程第13号

最終改正 平成31年1月28日 30規程第21号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、職員（任期付職員を除く。以下同じ。）、任期付職員、契約職員のうち理事長が定める者及び国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第2条に規定する外来研究員のうち理事長が定める者（以下「職員等」という。）の人事評価に関する事項を定めることにより、職員等の目標及び成果を明確にし、能力及び経験に応じた適材適所の人事を図り、もって公正な処遇を行うことを目的とする。

(人事評価の種類等)

第2条 人事評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 短期評価 職員等に対して1年度単位に実施し、年度当初に職員等が目標を設定し、その年度末に評価者（職員等の評価の評定を行う者をいう。以下同じ。）が当該目標に対する達成度等を職員等との面談を基に評価を行うもの。
- 二 長期評価 同一の級に一定期間在級した職員及び任期付職員のうち国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号）第32条の適用を受ける者（人事交流により職員又は任期付職員となった者及び地域型任期付職員を除く。）の昇格について、長期自己評価アピールその他に基づき、評価者が一次評価を、次条の人事評価審査会（以下「人事評価審査会」という。）が二次評価を行うもの並びに満55歳に達している職員の当該年齢に達した年度の翌年度以降の昇給について、人事評価審査会が評価を行うもの。
- 三 首席研究員審査 組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」という。）第94条第1項に定める首席研究員候補者について、人事評価審査会が評価を行うもの。
- 四 上級主任研究員審査 組織規則第94条第2項に定める上級主任研究員候補者について、人事評価審査会が評価を行うもの。

(人事評価審査会)

第2条の2 国立研究開発法人産業技術総合研究所に、前条第2号から第4号の評価を行うため、人事評価審査会を置く。

- 2 人事評価審査会の組織、運営等に関する必要な事項は、別に定める。
- 3 人事評価審査会は、第1項の評価の結果について総務本部長に報告するものとし、総務本部長は当該結果を理事長に報告するものとする。
- 4 理事長は、職員等の人事評価を決定する。ただし、前条第2号から第4号の評価については、前項の報告を踏まえて決定するものとする。

(評価者と被評価者)

第3条 評価者及び当該評価者に評価されるべき職員等は、別に作成する評価者・被評価者対応表によるものとする。

第4条 削除

(不服申立)

第5条 職員等は、短期評価又は長期評価の結果に不服がある場合は、理事長が指名した者(以下「担当者」という。)に不服申立書を提出することができる。

2 担当者は、前項の申立書を受理した場合は、適正にその処理を行わなければならない。

(秘密の厳守)

第6条 人事評価及びその事務に携わる者は、職員等に当該職員等の人事評価の結果について必要な事項を開示する場合を除き、当該人事評価及びその事務を行うにあたって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。人事評価及びその事務に携わらなくなった後においても、同様とする。

(評価結果の保存期間)

第7条 人事評価の結果は、10年間保存する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に必要な事項は、人事部長が決定する。

附 則 (13規程第13号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (14規程第23号・一部改正)

この規程は、平成14年10月15日から施行する。

附 則 (16規程第4号・一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (17規程第67号・一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (19規程第27号・一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (21規程第6号・一部改正)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (22規程第62号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (23規程第5号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第4条第2項第1号の適用については、平成22年4月1日までに採用された職員(この規程の施行の日において出向中の職員を含む。)については、同条同項同号中「昇格候補者」とあるのは、「昇格候補者(1級在級7年目(博士課程修了又は修士課程修了の職員にあっては在級2年目、大学四卒の職員にあっては在級3年目)の者)にあっては昇給する

者)」とする。

附 則（24規程第9号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24規程第62号・一部改正）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（26規程第19号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第55号・一部改正）

この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第40号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（30規程第21号・一部改正）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。